高知市南部及び東部健康福祉センター空調機設備更新・保守等業務
公募型プロポーザル募集要領

令和元年 11 月

高知市

目次

１　業務目的..... 1
２　業務概要..... 1
３　参加資格要件..... 1
４　契約候補者選定方法..... 3
５　実施スケジュール（予定）..... 3
６　質疑・回答..... 3
７　現地視察会..... 4
８　参加意向申出..... 4
９　提案書の作成・提出..... 8
10　審査方法及び選定基準..... 9
11　契約の締結..... 11
12　留意事項..... 11
13　その他..... 12
14　貸与資料..... 12
15　全ての書類の提出先及び問合せ先..... 13

1　業務目的

本業務は，高知市南部健康福祉センター及び東部健康福祉センターにおいて老朽化の著しい設備を更新し適切に維持管理をすることで施設の省エネルギー化を図り，また，災害時の避難所としての機能を確保することを目的とする。

本業務の実施に当たっては，本公募参加者の持つノウハウの活用により，本業務を効率的かつ効果的に実施することで最大限の省エネルギー効果を図れる設備更新及び維持管理のための技術提案等を募集する。

2　業務概要

⑴　業務名

高知市南部及び東部健康福祉センター空調機設備更新・保守等業務

⑵　業務内容

別紙「高知市南部及び東部健康福祉センター空調機設備更新・保守等業務仕様書」のとおり。

⑶　履行期限

令和６年３月 31 日（日）

契約締結	令和２年１月下旬
設計・施工・試運転調整	契約締結後～令和２年６月 30 日 ※施工の現場着手は令和２年３月２日以降とする。
維持管理・設備更新効果検証	施工完了後～令和６年３月 31 日
業務完了	令和６年３月 31 日

⑷　業務費限度額

本業務の業務費限度額は 144,971,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

⑸　委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

3　参加資格要件

⑴　参加者等の構成

参加者は単独事業者又は特定事業共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。

⑵　本業務に参加する者の参加資格要件

参加者は，参加意向申出書の提出日（以下「基準日」という。）において，次の要件を全て満たすこと。ただし，公告日から契約締結の日までの間において，資格要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

【単独事業者の場合】

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号に該当しない者

イ　公告日から契約締結の日までの間において，本市から指名停止又は指名回避の措置を受

けている期間が存在しない者

ウ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第１項若しくは第 19 条第１項若しくは第２項の規定に基づく破産手続開始の申立て，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをした者にあっては，再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がされている者

エ　代表者又は役員等が，高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第４条各号のいずれにも該当しない者

オ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第３条又は第８条第１号の規定に違反するとして，公正取引委員会から排除処置命令若しくは課徴金納付命令を受け，同委員会から告発又は逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者

カ　役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は第 198 条に違反する容疑により，逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者

キ　市町村税，都道府県税及び国税を滞納していない者であること。

ク　健康保険料，厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者であること。

ケ　平成 16 年度以降，国・地方公共団体等との間で，空調機設備改修を含む工事の完了実績を有すること。

コ　管工事業のうち，参加者が技術提案する施工方法に応じた建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条による許可を受けており，建設業法を遵守した技術者を配置できる者

サ　令和元・２年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者は，入札参加資格審査申請時，その他の者は本業務への参加資格申請時に添付している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における管工事の総合評定値が 850 以上の者

【共同企業体の場合】

シ　構成員全てが，【単独事業者の場合】のアからクまでに掲げる要件を全て満たしていること。

ス　共同企業体の代表者が【単独事業者の場合】のケ～サの要件を満たしていること。

セ　構成員は，共同企業体の代表者となる事業者を決め，代表者は，全体の意思決定，管理運営等に全ての責任を持つこと。

ソ　代表者とならない構成員にあっては，代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

タ　参加意向申出書提出時に共同企業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお，協定書には，構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

チ　共同企業体の構成員が，単独又は他の共同企業体の構成員として，本公募型プロポーザルに参加していないこと。

ツ　代表者及び構成員を変更することはできない。ただし，構成員に限り，やむを得ない事情があると本市が認めた場合は，変更できるものとする。

テ　共同企業体代表者の出資比率は，構成員中最大又は同等とすること。

ト　共同企業体構成員のうち，最小の出資者の出資比率は，次に掲げる共同企業体の構成員

数の区分に応じ，それぞれ次に掲げる割合以上とする。ただし，構成員に設計業務のみ，維持管理業務のみ又は設備更新効果検証業務のみを担当する者については次の構成員に含まず，最小の出資比率は設けないものとする。

(ｱ) ２事業者　30％

(ｲ) ３事業者　20％

4　契約候補者選定方法

当該業務に係る提案事業者を募集し，提出された提案を本市が設置する高知市南部及び東部健康福祉センター空調機設備更新・保守等業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し，最も優れた提案を行ったと判断された事業者を契約候補者として選定する。

5　実施スケジュール（予定）

公告（公募開始を高知市ホームページ等に掲載）	令和元年11月５日（火）
現地視察会	令和元年11月12日（火）
質疑書の提出期限	令和元年11月15日（金）
質疑回答の公表	令和元年11月19日（火）
参加意向申出書の提出期限	令和元年11月25日（月）
参加資格確認結果通知（発送）	令和元年12月５日（木）
提案書及び関連書類の提出期限	令和元年12月12日（木）
プレゼンテーション，提案書審査の実施	令和元年12月中旬
審査結果通知	令和元年12月下旬
契約締結	令和２年１月下旬

6　質疑・回答

⑴　提出方法

質疑書（様式１）に必要事項を記入の上，電子メールに添付して送信すること。その際，表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。送信後は電話にて着信の確認を行うこと。

⑵　提出期限

令和元年 11 月 15 日（金）17 時

⑶　提出先

「15　全ての書類の提出先及び問合せ先」のとおり。

⑷　回答方法

令和元年 11 月 19 日 (火) 17 時までに高知市財務部財産政策課ホームページにて公表する。

7　現地視察会

⑴　対象施設

ア　高知市南部健康福祉センター（高知市百石町三丁目１番 30 号）

イ　高知市東部健康福祉センター（高知市葛島四丁目３番３号）

⑵　実施概要

ア　日程

令和元年 11 月 12 日（火）

イ　視察方法

(ｱ) 集合時間，場所等の詳細については申込者に別途通知する。

(ｲ) 施設内は市職員の同行を必須とする。

(ｳ) 車で来場する場合，市職員が指定する場所に駐車すること。

(ｴ) 車は１参加グループにつき１台までとすること。

ウ　視察対象

各居室の一部，廊下，バルコニー，機械室，電気室，分電盤，受変電設備等を視察対象とする。

⑶　現地視察会の申込み

ア　現地視察会申込書（様式２）により，電子メールに添付して送信すること。その際，表題は「現地視察会申込書の提出（事業者名)」とすること。送信後は電話にて着信の確認を行うこと。

イ　現地視察会申込書の提出先は，「15　全ての書類の提出先及び問合せ先」のとおり。

ウ　申込みは現地視察参加グループごとに代表者が行うこと。

エ　申込期間は公告日～令和元年 11 月８日（金）17 時までとする。

オ　１施設当たりの参加者は４名以内とする。

⑷　留意事項

ア　施設敷地内は全面禁煙である。

イ　施設の運営等に支障のないよう留意すること。

ウ　視察に必要なものは各自で用意すること。

エ　カメラ等による撮影は可能とするが，施設利用者が特定されないようにすること。また，撮影した画像等は本業務以外に使用しないこと。

オ　現地視察時には，本業務に関する質問に対する回答はしないものとする。

8　参加意向申出

⑴　提出書類

参加意向申出をする者（以下「参加意向申出者」という。）は，以下のア～キ別に，表１参加意向申出書類一覧で「○」が記載されている書類（以下「参加意向申出書類」という。）を提出する。

【単独事業者の場合】

ア　令和元・２年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者

イ　ア以外の者

【共同企業体の場合】

ウ　代表者（令和元・２年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者）

エ　代表者（ウ以外）

オ　ウ，エ以外の構成員（令和元・２年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者）

カ　ウ，エ，オ以外の構成員（平成30・31年度　物件等競争入札参加資格者）

キ　ウ，エ，オ，カ以外の構成員

表１　参加意向申出書類一覧

参加意向申出書類		単独事業者		共同企業体				
		ア	イ	代表者		その他構成員		
				ウ	エ	オ	カ	キ
名称	様式等							
参加意向申出書	様式３	○	○	○	○			
特定事業共同企業体協定書，委任状（特定事業共同企業体），使用印鑑届（特定事業共同企業体）	様式４－１，４－２，４－３ ※構成員の連名			○	○	○	○	○
委任状（委任先がある場合）	様式５		○		○			○
誓約書	様式６	○	○	○	○			
事業者概要書	様式７	○	○	○	○			
実施体制調書	様式８ ※統括管理責任者，各業務担当の配置について記載 ※業務の一部を別事業者等に委託する場合は，その別事業者を併せて記載すること。	○	○	○	○			
使用印鑑届	様式９		○					
登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書）※1	法務局で発行する法人の証明書		○		○			○

参加意向申出書類		単独事業者		共同企業体				
		ア	イ	代表者		その他構成員		
				ウ	エ	オ	カ	キ
名称	様式等							
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式10		○		○			○
市町村税に係る納税証明書※1	滞納がないことの証明書又は直近２事業年度の納税証明書。なお，本社所在地が東京23区の場合は当該証明書については，提出しないものとする。 ※本契約に関する権限の一部又は全部を支店等に委任する場合は，委任先の所在地の市町村が発行する市町村税に係る納税証明書を提出すること。		○		○			○
都道府県税に係る納税証明書※1	滞納がないことの証明書又は直近２事業年度の納税証明書 ※本契約に関する権限の一部又は全部を支店等に委任する場合は，委任先の所在地の都道府県が発行する都道府県税に係る納税証明書を提出すること。		○		○			○
国税に係る納税証明書※1	法人税，消費税及び地方消費税及びその他（源泉所得税及び復興特別所得税）について未納がないことを確認できること（証明書の種類：「その３」）。 ※証明書の種類が「その３の２」や「その３の３」では，源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。		○		○			○

参加意向申出書類		単独事業者		共同企業体				
		ア	イ	代表者		その他構成員		
				ウ	エ	オ	カ	キ
名称	様式等							
健康保険料,厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に係る納入確認書※1	健康保険料，厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について，直近２か年において未納がないことが確認できること。具体的な提出書類は健康保険の管掌区分によって異なる。管掌区分が全国健康保険協会管掌健康保険のときは表２，組合管掌健康保険のときは表３に定める書類を提出すること。		○		○			○
業務実績届	様式11 ※業務完了実績を証する「完了業務の契約書等の写し(仕様書等※2共)」を提出すること。	○	○	○	○			
建設業許可通知書又は証明書の写し	通知書又は証明書の写し（管工事業）		○		○			
下請予定届出書	様式12 ※建設業の許可の区分が一般建設業の場合に提出	○	○	○	○			
経営規模等評価結果通知書･総合評定値通知書の写し	通知書の写し		○		○			

※１　官公署等発行の証明書類については，基準日から遡って３か月以内に交付された書類（写し可）を提出すること。

※２　仕様書等とは，空調機設備改修を含む工事であることがわかる書類のことを指す。

表２　管掌区分が全国健康保険協会管掌健康保険のときの提出書類

社会保険料の種別	発行場所	提出書類の名称	様式
健康保険料	年金事務所	社会保険料納入確認（申請）書	任意様式（年金事務所発行のもの）
厚生年金保険料			
子ども・子育て拠出金			

表３　管掌区分が組合管掌健康保険のときの提出書類

社会保険料の種別	発行場所	提出書類の名称	様式
健康保険料	加入している健康保険組合等	健康保険料納入確認書	任意様式
厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金	年金事務所	社会保険料納入確認（申請）書	任意様式（年金事務所発行のもの）

⑵　提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は配達証明付き書留郵便により，提出期限必着とする。

⑶　提出期限

令和元年 11 月 25 日（月）17 時

⑷　提出先

「15　全ての書類の提出先及び問合せ先」のとおり。

⑸　参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書類の提出があった者について資格審査を行い，令和元年12月５日（木)に「参加資格確認結果通知」を発送する。

なお，資格審査により失格となった者は，通知を受けた日の翌日から起算して７日以内（休日含む）に，書面により説明を求めることができる。

９　提案書の作成・提出

⑴　提出書類及び部数

ア　提出書類は表４　提案書提出書類一覧のとおりとする。

イ　紙媒体で９部提出とする。（原本１部，写し８部）

ウ　№.１から№.５までの書類は，順番にファイル等に綴り，各書類に見出し（インデックス等）を貼付すること。

表４　提案書提出書類一覧

№.	提出書類	留意事項	規格・枚数等
1	提案書 （表紙）	・指定様式による。 ・代表者印を押印したもの。	様式 13－１
2	業務工程表	・本業務の実施スケジュールを提案する。	・任意様式とする
3	提案書	・１者１提案とする。 ・次の①～⑤の各テーマに沿った提案を行うこと。 ①業務目的 ②業務実施における地域貢献 ③省エネルギー改修内容について ④設計・施工・維持管理について ⑤エネルギー削減効果について	・Ａ４版 ・フォントサイズは最小 11 ポイント ・20 ページ以内 （両面印刷は２ページとみなす）

No.	提出書類	留意事項	規格・枚数等
4	配置予定者調書 （統括管理責任者）	・指定様式による。 ※契約書（仕様書共）及び管理技術者届等，実績を証明できる書類の写しを提出すること。	様式 13－２
5	価格提案書	・指定様式による。 ①「２ 業務概要(4)業務費限度額」以内の金額を記入すること。 ②価格の内訳書（様式自由）を併せて添付すること。なお，②-１～②-４の記載を必須とする。 ②-１　設計 ②-２　施工 ②-３　維持管理（年度別） ②-４　設備更新効果検証（年度別） ③消費税及び地方消費税率は 10%とすること。	様式 13－３

⑵ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は配達証明付き書留郵便により，提出期限必着とする。

⑶ 提出期限

「８　参加意向申出」により，資格を有することを認められた事業者は，令和元年 12 月 12 日(木)17 時（必着）までに提出すること。

⑷ 提出先

「15　全ての書類の提出先及び問合せ先」のとおり。

⑸ その他

書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

10　審査方法及び選定基準

⑴ 審査方法

公募型プロポーザル方式により，２段階で実施する。

《一次審査》

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し，提案書の提出者を選定

※「３　参加資格要件」を全て満たすことの確認

《二次審査》

提案書等のプレゼンテーション実施

※詳細については，一次審査の有資格通知を受けた者あてに別途通知する。

ア　実施予定日

令和元年 12 月中旬

イ　実施場所

高知市役所

ウ　出席者

４名以内（統括管理責任者を必ず含むこと。）

エ　持ち時間

出退に要する時間を含めて 40 分以内（うちプレゼンテーションの時間 20 分以内，質疑応答 15 分程度）

オ　プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは，提出した提案書の内容に沿って説明を行うこと。プレゼンテーションの際にパソコンの使用も認めるが，事前に連絡すること。その場合，スクリーン及びプロジェクター（VGA・HDMI 接続可能）以外の機器（VGA・HDMI ケーブル以外の接続ケーブル含む。）は各者用意すること。

カ　選定委員会構成

委員長１人，副委員長１人，委員３人　合計５人

キ　その他

審査内容は非公開とする。

⑵　選定基準

二次審査の選定基準は，表５　審査項目の内訳及び審査の視点のとおり。

⑶　契約候補者の決定

選定委員会による審査を経て，選定委員全員の総得点が高い者から順位付けを行い，最低基準点（総得点が満点の 60%）以上の者で，総得点が最も高い者を契約候補者とする。

審査の総得点が同点の場合は，提案価格が廉価な者を上位とする。

また，契約候補者と協議が整わなかった場合は，最低基準点以上の者で総得点が２番目の者を次点者とする。

なお，提案の応募が１者であった場合でも，審査・選考を行うものとし，審査・選考の結果，最低基準点以上でない場合は，本プロポーザルによる契約は行わない。

⑷　審査結果通知

一次審査結果は，参加意向申出者全員に書面で通知する。

二次審査結果は，提案書の提出者全員に書面で通知する。

表５　審査項目の内訳及び審査の視点

審 査 項 目		配 点
企業等の実績に関する評価	企業の経験 ・国又は地方公共団体等との間で，空調機設備改修を含む工事の完了実績があるか。	10
	統括管理責任者の経験 ・国又は地方公共団体等との間で，空調機設備改修を含む工事の完了実績があるか。	10
提案書に関する評価	業務目的 ・本業務の課題 ・業務の進め方　等	20

審 査 項 目		配 点
提案書に 関する評価	業務実施における地域貢献 ・市内業者の参画について	20
	省エネルギー改修内容について ・更新対象設備について ・福祉避難施設での整備について ・更新対象設備仕様，数量一覧 ・更新により期待できる効果　等	20
	設計，施工，維持管理について ・実施体制 ・スケジュール ・各業務における実施計画 ・各年度の保守内容，費用　等	20
	エネルギー削減効果について ・CO2 削減量 ・CO2 削減量の計算方法 ・エネルギー削減予定額 ・削減予定額の計算方法 ・エネルギー削減保証額 ・削減保証額の計算方法　等	20
価格提案に関する評価		30
計		150

※完了実績は，「８　参加意向申出」で提出された業務実績届（様式 11）により審査する。

※「エネルギー削減効果について」の提案書作成に当たっては，別紙「高知市南部及び東部健康福祉センター空調機設備更新・保守等業務仕様書」２-⑸-イの記載内容に留意すること。

11　契約の締結

「10　審査方法及び選定基準」により選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。

契約候補者が契約を締結しない場合は，次点者と協議を行い，合意に達した者と契約を締結する。

契約候補者は，提案書の内容を基にエネルギー管理計画書を作成すること。契約の締結に際しては，提案の詳細について別途協議・調整の上，エネルギー管理計画書及び提案の内容により契約する。なお，提案の内容を一部変更して契約することがある。

12　留意事項

⑴　提出された書類は返却しない。

⑵　提案に要する経費は，全て参加者の負担とする。

⑶　提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし，本市が本プロポーザルの報告，公表等の

ために必要な場合は，提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

⑷　提出された書類等は，高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 83 号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合，公開することにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第９条第１項第３号該当）を除き公開することとする。したがって，提案内容に条例第９条第１項第３号に該当する部分がある場合は，提案書を提出する際に，非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式 14）を提出すること。ただし，非公開の申し出があった部分であっても，合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは，公開することがある。

⑸　本市と契約を締結する事業者は様式８の「実施体制」欄に記載した配置予定者を配置するものとし，当該配置予定者の交代については，原則として認めない。ただし，病気・死亡又は退職等やむを得ない理由により変更する場合，新たに配置される者は，変更前の配置予定者と同等以上の資格，経験等を有すると本市が認めることを条件とする。

⑹　本市と契約を締結する事業者は，提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い，決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし，本市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。

⑺　この募集要領に定めのない事項については，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号），地方自治法施行令及び高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号)の定めるところによる。

13　その他

⑴　参加意向申出書類受理後に辞退する場合は，辞退届（様式自由）を提出すること。

⑵　次のいずれかに該当する場合は，失格になる。

ア　提案書の提出が提出期限に遅れたとき。

イ　参加資格要件を満たさないこととなったとき。

ウ　提出した書類に虚偽の記載や不備があったとき，又は指示した事項に違反したとき。

エ　選定委員会，市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。

14　貸与資料

以下の資料の貸与を希望する事業者は，本公告後から令和元年 11 月 15 日（金）までに，「高知市財務部財産政策課」宛て電子メールにて参考図書貸与申込書（様式 15）を送信し，貸与方法などについて確認すること。その際，表題は「プロポーザルに関する参考図書貸与申込書（事業者名）」 とすること。送信後は電話にて着信の確認を行うこと。

⑴　高知市南部健康福祉センター建築工事図面データ

⑵　高知市南部健康福祉センター電気設備工事図面データ

⑶　高知市南部健康福祉センター機械設備工事図面データ

⑷　高知市東部健康福祉センター建築工事図面データ

⑸　高知市東部健康福祉センター電気設備工事図面データ

⑹　高知市東部健康福祉センター機械設備工事図面データ

⑺　高知市東部健康福祉センター省エネルギー診断報告書

15　全ての書類の提出先及び問合せ先

【提出（持参・郵送）及び問合せ先】

〒780-8571　高知市本町五丁目１番 45 号

高知市財務部財産政策課　担当：　松本

Tel：088-802-5688（直通）Fax：088-823-9568

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kc-051700@city.kochi.lg.jp

【応募に関する書類のダウンロード】

高知市財務部財産政策課ホームページ　https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/